

卷之三

卷之三

○内務省通牒外
事
明治十七年六月二日 内務卿 横方正義
○大瀬省通第三十七號
地方税不納者財產公賣處分決行セシ分ハ客旗當省第六十六
ノ金額減用ノ結果本處田地開墾ノ候報告係向ニ有之不都合
ニ候様自今法用ノ都度此報告スル儀ト可心得此旨相達候

明治十七年六月二日
大藏省 袋方正義

時事新報

ニ腰貴スルヲ見テ喜ビ下落ズルナ見テ大ニ憂ヘ一喜ニ
臺公舊價格ノ爲メニ其精神ヲ過勞シテ自得スルモノ、如ク
然リ蓋シ其憲ノ在ル所ナ察スル。公貴賈格ノ上下ハ其原因

政府ノ信用ニ在リ世間ノ政府ナ信スルノ心厚ケレバ公債ノ價騰リ薄ケレバ下落ス故ニ公債復書ノ價市場ニ騰貴スルハ人民政事ナ皆スレノ事ヤト置ケレモヨーロッパ中ノ通商アシ

「遇タルモノナシト云フノ類ナラソ成ル程當間ニ此等ノ實例ナモアラズ例ヘバ目下英國倫敦ノ市場ニア米國政府

テ賣買ノ日本政府ノ公債ハ年七分ノ高利ナルニ額面百磅ノ證書ナ僅カニ百七磅ニテ賣買セリ英國人ノ意中米國政府ハ

新東京守リテ公債ノ元利金返済ノ事ヲ署スベクレに日本政府ハ不安心ナリトア幾分カ危險ナ見込ミテ其公債ノ價ヲ低クスルコトナルベシ又前年佐賀ノ乱平ギテ間モナク熊本ノ

ニ及ビア日本公債ノ市價下落シタリ其意ハ變亂ノ結果如何
ハ暫ク舍テ論セズタルモ内証多事ノタメ日本政府ガ約束

ノ取引ノ誤ルモノアランカトノ概念アリシニ因ルナルベシ
此等ノ事例ノ場合ニハ政府ノ信用ハ公債證書ノ價ナ上下ス
ルニ相違ナキカ故ニ其一上二下ナ見テ客憂スルモ亦甚タ當

テ政府ノ信用ニ關係スルモノニアラズ果シテ關係スルモノト云ハシニハ明治十三四年ノ交ニ年七分利付ノ公債證書ガ

當政府ガ約束ヲ履行スルニニ疑ツ抱キタルガタメニシテ明治十七年ノ今日同一ノ公債證書ガ賣價九十圓以上ニ勝貰シ

タルハ政府ノ信用甚ク厚ク約束ノ通り元利金ヲ返済シ得ル
ニ相違ナシト確信シタルガタメナリト云ハザルヲ得ズ是甚
ニ事實ニ反スルノ吉ナリ日本人民ガ日本政府ヲ信スルノ心

ハ三葉市と今日、相比較シテ其間並モ夙河ノ相達ヲ見ル。一
ナノ方御相達ノ復ニ前後ノ相達アルハ唯全國ノ首脳会議ノ
有無ニ前後ノ相違アルガヨメノミ何者ノ變換ア明治十三年

ノ成月一ハ六十日、舊曆アリテ十七年ノ成月一ハ九十一

ノ信用アリ信用ノ增加五割ナリトア獨り自カフ得々セント
ス事理チ解セザルモ亦甚タント云フベシ公債ノ賄貢ハ政府
ノ信用ノ増進シタルニアラズシテ全國商工業ノ衰弱ヨリ來
リタルモノナレハ寧ロ其賄貢ヲ見テ憂苦スルヲ當然トベ
キニコレヲ見テ却テ喜悅スルノミナラズ或ハ喜悅ノ餘リコ
其下落ヲ憂ヘ程々ノ方便言論ヲ整シテ其價格ヲ維持セント
スルガ如キ事モアソニハ其寄ノ及ト所實ニ云フベカラザ
ルモノアラソニ依テ我輩ハ論者ニ向テ公債ノ賄貢ヲ喜バザラ
ソコナ忠告スルト同時ニ同シ萬況ノ不景氣ヨリ引起シタル
所ノ現象ニシテ其害ノ甚タ廣大ナル一事ヲ示シ早ク其救正
ノ道ヲ求メソトナリ他ナシ地價ノ下落是ナリ
一國ノ地面ヘ小數ナル大地主ノ所有ニ歸セシメズシテ無數
ノ小地主ニ分給セシメ自家所有ノ田地ナ自カフ耕作シテ農
民各其獨立ノ生活ヲ得ルナ要ストハ西洋經濟學者ノ主張ス
ル所ニシテ其意ナ略言スレバ今ノ日本ノ田地分配法ノ如ク
ナランコナ希望スルナルベシ我日本ノ田制ノ美ナル越後地
方等二三例外ノ場合ヲ除クノ外ハ田地ヲ分配スル「極メテ
平一」ニシテ大兼併者モナク最貧ノ傭夫モナク大抵ハ皆自田
ニ自耕スルシ以テ日本農民ノ常トセリ然ルニ近日地價下落
ノ甚クキコレヲ數年前ノ相場ニ比スルニ其三分ノ一四分
ノ一又地方ニ因リテハ五分ノ一モ下落シテ土芥留ナフザ
ルノ有様ナルモ尙ホ且ツコレヲ禍ミル者ナシ蓋シ此下落タ
ルヤ非常ノ禍例コシア再ビ其正ニ復スルノ期アルベシト雖
に如何ソゼン小民ノ微力ナル不景氣ノ時限中自カフ能ク支
持シテ時ノ復スルヲ待ツノ餘裕ナク一時其所有ノ田地ナ抵
當ニシテ金融ノ急ナ救ハントスルモ地面ヲ抵當ニ金ナ貸サ
ント云フ者ハ目下日本國中蓋シ一人ナ見出ス「モ難カルベ
シ去レハ逆小民ハ金ナクシテ濟ムベキコモアラザルガ故ニ
奔走周旋力ナ及ブ限りナ盡シタル結局ハ所有ノ田地ナ非常
ノ廉價ニ賣却シテ一時其苦惱ナ滅スル者比々皆然リ其有様
ヲ概見スルニ日本固有ノ差制タル田地分配法ノ細且廣ナル
モノナ變シテ全國ノ田地ヘ漸ク小數ノ有力家ニ兼併セラレ
ントスルノ傾向アリ一國經濟ノ大計上ニ於テ甚ク恐ルベキ
兆候ナリト云フベキナリ富ニ豪華兼併ノ恐ルベキノミナラ
ズ爰ニ又一ノ關心スベキ事ハ我日本ノ外國交際モ近日漸ク
親密ナ加へ達カラズシテ外國人ニ内地難居チ許ス「モアラ
ソ或ハ外國人ノ日本ニ歸化スル者モアソニ或ハ又一層ノ自
由制度ニ改マリテ外國人ニ日本ノ不動產所有チ許ス「モア
ナル低價ノクメ日本ノ地價非常ニ異シモノコナハ上野ノ
桑田山城ノ茶園忽テ外國人ノ占有スル所トナルモ知ルベカ
ラズ固ヨリ相當ノ價ナシテ買賣シ桑田茶園ノ地界ニ不權衡
難モ唯開港ノ發生小引ノ認出シタル例ノ如ク世界ニ不權衡
相當ノ地位ニ立タシムノ希望スル所以ナリ近來ハ各開港場

電
力
學
報

○五月二十一日龍動發 英國下議院にて郡縣政權改正議案の討議中、愛蘭と改権擴張の部中に入れしむ可らずとの修

正案、出くたりしも大多數みて否決となれり
○五月二十三日龍勵議 英國首相の下院の質疑に答へて埃及政府中に両個の管理（英佛二國に管理ならん）を設くる方

法を採取す可らずと述べたり
　　雑報

○行啓 皇太后宮は明後五日午前五時四十分御出門開六時三十分新橋發別仕立汽車に乗御東海鎮守府より御船にて横須賀造船所へ行啓同日午後八時十五分横濱發別仕立汽車又

○八年祭　来る八日は　墓上第三の皇女故三品亭子内親王
波の節は御延引の等なり
て還御遊はざる、旨去月卅一日仰出されたり尤雨天又は風

(梅ノ宮)の八ヶ年祭る當ふせぶるゝ又付當日ご宮中の神殿及豊島園の御陵墓に於て其祭典と御執行在らせられ 墓上及兩皇后宮明宮の御代拜を差立られ皇族方には參拜さるゝ

由と承はる
○西郷陸軍府　同席には小林傳令使を随へ明四日出發して
大坂砲兵工廠を巡視する等なりと

○忌引 佐野元吉院議長は一昨一日伯母病死せしに付例規の通昨日より忌引したり

參議を始光齋博士にて目下顯官より奉職せる人々と招きて賀宴を開く由

○外道、陸軍省調査課長心得是澤大尉、四動車課長心得赤澤大尉、同課係長心得前川大尉、同部令使小畠大尉の四氏は

唯日少佐は咎せられ各課長等は彼の辯し

○**拜会** 河井三條の西
廣島空訴裁判所訪問事
○**被免** 駿河高倉氷室
十九日除掌を免せられ
○**上京** 大坂控訴親判
詣を命ぜられ一昨日日
○**歸京** 畏に兵庫造鉄
月二十九日歸京した
○**學事巡視** 岩崎文部
して千葉茨城兩縣下へ
○**歐洲列國會議** 歐洲
會議を催さんとする
せ今以て何る運び
英政府は埃及及政府中見
を懷く者にして此と
ハ各國の同意次第にて
たるに英國外務卿ク
は歐洲一統の管理より
駐在の佛國全權大臣
のため一と先づ本國の
皆右は會議より同意し
就れる之と賛成すれば
英佛間の談判行届く
り又會議事件ハ佛國け
りトヨタ利、匈牙利政府の
しとの意あり又會議の
ては君斯坦丁堡に開く
萬國仲裁の法を以てす
家の間より行ひるもの
々これよりしが本年は
仲裁會議を開き、万國公
院、万國解兵議の諸種
問題點を調査して開會式
諸官等陪席して頼る事
○**分別別據公債** 日本
は去る四月二十六日開
本の其銀行と横濱の外
の事にして新開城上より
以て始らくなれと若く
○**太陽の旗入** 千人當